

岩手県告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成22年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（公園）
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 下閉伊郡山田町船越第7地割及び第8地割（別紙図面のとおり。）
 - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成22年4月13日から同月27日まで
 - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに山田町役場
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。